

令和8年度学校給食のお知らせ

令和8年度は、国の給食費負担軽減交付金に加えて、市が更に負担することで、小学校の給食費を完全無償化します。詳細等は以下のとおりです。

1 野田市の給食について



栄養バランスのとれた安全でおいしい給食の提供

- ★お米は野田市の特別栽培の黒酢米、江川米、黒酢米の発芽玄米を使用します。
- ★地域で生産された安全な食材を活用します。
- ★家庭と連携しながら食物アレルギーに対応します。

【野田産米を使用】
使用する野田産米は
100%市が負担！

学校給食を活用した食育の推進

- ★望ましい食習慣を身につけ、自己の健康管理ができる能力を育成します。
- ★給食ができるまでの自然の恵みや働く人々への感謝の心を育てます。

みんなで一緒に楽しく食べる経験を通じて育む協調性と社会性

- ★準備、会食、片付けまでを自分たちの手で行い、協調性や社会性を養います。

2 令和8年度の給食に係る保護者負担軽減策

- 国の交付金と市の負担で小学校給食費を完全無償化
国の給食費負担軽減交付金に加えて、市が更に負担することで小学校の給食費を完全無償化します。
- 野田産米を使用し、購入費用は100%市が負担します
食材の安定的な確保、給食水準の維持向上を図るため、野田産米購入に係る費用を全額市が公費負担し、保護者負担の軽減を図ります。
- 中学校の生徒を対象に第3子以降の学校給食費無償化を実施
3人以上の子を扶養する多子世帯の子育てに対する経済負担の軽減を図ります。
- 就学援助制度
就学援助制度では給食費も補助されます。学校を通じてお申し込みください。



3 令和8年度の給食費について

区分	月額給食費	月額保護者負担	日額
幼稚園	4,240円	4,030円	241円
小学校	4,650円	0円	267円
中学校	5,590円	5,420円	324円

物価高騰が続く中でも、子どもたちに安全・安心で美味しい給食を提供するため、牛乳など毎年確実に値上げされている食品の価格上昇を踏まえ加味して、令和8年度の給食費を決定いたしました。

幼稚園は、市が野田産米の全額補助と国の交付金での負担を増額し、食べる量が少ないことから、月額保護者負担をこれまでより210円減額いたします。

小学校は、国が小学校のみに新たに創設した給食費負担軽減交付金と、野田市の野田産米全額補助および国の交付金を活用し、保護者負担を0円といたします。

中学校は、食べる量が幼稚園・小学校に比べ多いことから、これまでより月額330円の追加負担をお願いいたしますが、市が野田産米の全額補助と交付金を増額し、月額給食費5,590円は変更いたしません。

なお、令和8年度中に想定を超えた物価高騰が続いた場合でも、市の負担で対応するため、年度中に保護者負担額を変更いたしません。

4 【重要】給食の提供停止について

次の条件を満たす場合、原則として保護者からの申し出により給食を停止します。

● 5日以上連続して給食提供が不要になる

病気やけが等による入院や、帰国、受験など、いずれの場合も、5日以上連続して停止することが条件です。対応日を確認するため、「学校給食停止届」を提出していただくようお願いいたします。

「学校給食停止届」はホームページに掲載しています。

● 提供停止は連絡を受けて3日後から

提供停止は、各施設の栄養士が停止届を受理した日から3日後（土日祝を除く）となります。停止届がすぐに準備できない場合は、速やかに学校まで電話等で連絡していただく等、明確な意思表示をお願いします。

5 その他

- ・ 年間の給食実施予定回数は182回です。
- ・ 学校行事等によって給食実施回数が少なくなる場合には、3月の給食費で減額した金額を集金させていただきます。（中学校のみ）
- ・ 台風や大雪などの災害による急な休校の場合は、すでに食材を調達しているため減額しません。なお、調達済の食材は別の日の給食で使用します。
- ・ お子様が食物アレルギーをお持ちの場合、または新たに発症した場合は、必ず学校へお知らせください。
- ・ 食物アレルギーや宗教上の理由、その他の事情により学校給食の提供を受けず、家庭からお弁当の持参を希望する場合は、必ず学校にご相談をお願いいたします。

6 児童手当等からの給食費の徴収について

学校給食費を児童手当等から引き落とすことが可能です。卒業後でも、児童手当等から徴収することができますので、学校教育課窓口までご相談ください。

7 各種申請等について ※②以外は毎年度提出等が必要です。

① 学校給食申込書

通学する学校で給食の提供を受ける場合、必ず提出をお願いいたします。

小学校の給食費は無償化しますが、学校給食申込書の提出は必要です。

食物アレルギー、宗教上の理由、その他理由により学校給食の提供を一切受けない場合は、提出の必要はありませんが、その場合は、必ず学校へ相談してください。

なお、食物アレルギーの症状改善等により、給食を開始する場合は提出をお願いします。

② 学校給食費口座振替依頼書（※中学校のみ）

野田市立中学校に通学する生徒の給食費については、口座振替によりご納付いただくため、金融機関で引落とし口座を登録していただきます（小学校在籍時のご登録口座も含め、既にご登録済みの口座から変更がない場合は提出不要です。）。

指定の様式に必要な事項をご記入のうえ、金融機関または郵便局の窓口へ提出し、登録をお願いいたします。本人控えはご家庭で保管してください。

口座登録用紙は、学校または野田市教育委員会学校教育課でお受け取りください。

③ 食物アレルギー対応

食物アレルギーをお持ちのお子様につきましては、聞き取りや面談を行ったうえで給食における対応を決定します。お子様が食物アレルギーをお持ちの場合や、新たに発症した場合は、必ず学校へお知らせください。（※事故防止のため、必ずお知らせください。）

④ 第3子以降学校給食費無償化（※中学校のみ）

市のホームページから申請書をダウンロードし、通学する学校へ提出をお願いします。
第3子がいる方で就学援助を申請予定の場合でも提出してください。

⑤ 就学援助申請（※小中学校のみ）

経済的理由で就学困難な方に対して、就学援助を実施しています。学校を通じてお申し込みください。

⑥ 学校給食停止届

野田市のホームページからダウンロードし、通学する学校へ提出をお願いします。

小学校の給食費は無償化しますが、給食停止の際は停止届が必要となりますので、停止を希望される場合は速やかに学校へ提出してください。

⑦ 児童手当から給食費の徴収を希望する場合（※中学校のみ）

学校教育課窓口までご相談ください。

※ 令和6年度及び7年度に、国の臨時交付金を活用して実施していた弁当持参者に対する支援金事業は、令和7年度末で終了しました。

8 中学校給食費の口座引き落とし日について

引き落としは下記のとおり月1回です。3月分の引き落としは年度をまたいで4月となりますので、中学3年生はご卒業後も登録口座の維持とご入金残額のご確認をお願いいたします。

■令和8年度年間振替予定日一覧表

期別（月別）	口座振替日
第1期（4月分）	6月1日
第2期（5月分）	6月30日
第3期（6月分）	7月31日
第4期（7月分）	8月31日
第5期（9月分）	11月2日
第6期（10月分）	11月30日
第7期（11月分）	12月25日
第8期（12月分）	2月1日
第9期（1月分）	3月1日
第10期（2月分）	3月31日
第11期（3月分）	4月30日

※ 引き落とし額は1ページの表のとおりですが、職場体験等で、中学生が小学校で喫食する場合、月額に加えて小学校の日額給食費（267円）をお支払いいただきます。

●口座振替できる金融機関

- ・千葉銀行・ゆうちょ銀行・千葉興業銀行・京葉銀行・中央労働金庫
- ・東京ベイ信用金庫・ちば東葛農業協同組合・みずほ銀行
- ・埼玉りそな銀行・りそな銀行・武蔵野銀行

※口座振替手数料は、市が負担します。

●学校給食費に関するお問合せ

野田市教育委員会 学校教育課保健給食係 電話：04-7199-4766（直通）

●就学援助に関するお問合せ

野田市教育委員会 学校教育課学務係 電話：04-7199-8539（直通）